豊見城市都市計画マスタープラン改定委託業務に係る公募型プロポーザル審査要領

本審査要領は、豊見城市都市計画マスタープラン改定委託業務（以下「改定委託業務」という。）に係る公募型プロポーザルの審査に際して、優先交渉権者を公平かつ適切に選定するための基準及び必要な事項を定めたものである。

１　審査機関

⑴ 本改定委託業務に係る選定審査は、豊見城市都市計画マスタープラン改定委託業務公募型プロポーザル選定委員会において行う。

２　審査方法及び採点基準

⑴ 第１次審査（参加資格の審査）

事務局は、本改定委託業務に対するプロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）から豊見城市都市計画マスタープラン改定委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき期限内に提出された参加表明書等を用いて、各参加希望者の参加資格を確認する。

参加資格の有無の確認後、参加資格を有すると認められた参加希望者（以下「提案者」という。）へ結果を通知する。

なお、応募者が４者以上となる場合は、下記のとおり提案者を選定する。

①事務局にて別表１「採点基準表（書類審査）」（以下「別表１」という。）に基づき、「会社の業務実績」、「配置予定技術者の業務実績」を審査し、上位３者を提案者として選定する。

②「会社の業務実績」、「配置予定技術者の業務実績」の合計点が同点の場合で４者以上になる場合は、「配置予定技術者の業務実績」の配点が大きい提案者を選定する。

③上記②において「配置予定技術者の業務実績」の配点が同点の場合は「管理技術者」の配点が大きい提案者を選定する。

④上記②③でも決まらない場合は事務局にて協議し、提案者を選定する。

⑵ 第２次審査（企画提案内容のプレゼンテーション審査）

提案者に対して、実施要領に基づき提出された参加表明書等及び企画提案書等（以下「提出書類等」という。）の審査及びプレゼンテーション審査を実施し、審査当日に出席の委員長を含む選定委員による総合的な審査を行う。

なお、プレゼンテーション審査は、提案者毎に企画提案書等の受付順に行い、プ

レゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分程度及び採点 10 分で進行する。

① 審査基準

審査は、別表１及び別表２で示す評価項目に基づいて行う。

② 審査手順

ｱ 事務局は、提出書類等に対する事前の採点を別表１に基づいて行い、その結果を「評価判定シート」に記入する。「評価判定シート」はプレゼンテーション審査の前に審査会員へ配布する。

ｲ 選定委員は、提出書類等と提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容から、別表２に基づき採点を行い、「評価判定シート」に記入する。

ｳ 選定委員は、選定委員の採点の合計点（以下「評価点」という。）が２以上の提案者で同じ評価点とならないように採点するとともに、評価点の合計の高い順に提案者の順位を決定する。

ｴ 事務局は、選定委員の採点が終了した後に、「評価判定シート」を回収し、選定委員の評価及び順位を「評価判定集計表」に取りまとめ、委員長へ提出する。

ｵ 委員長は、「評価判定集計表」の記載内容に間違いがないことを確認し、選定委員の同意を得て選定結果を確定する。

３ 優先交渉権者等の選定

優先交渉権者及び次点以降の者は次の方法で選定する。

(1) 審査の結果、順位を第１位とした選定委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第１位とした選定委員の数が次に多い提案者を次点者に選定する。第３位以降の選定も同様とする。

(2) 上記(1)において、順位を第１位とした選定委員の数が同数の提案者が２者以上ある場合は、当該提案者の順位を第１位とした選定委員の当該提案者にかかる採点の合計点が最も多い者を優先交渉権者とする。

(3) 上記(2)において、当該提案者の順位を１位とした選定委員の当該提案者に係る採点の合計点数が同点の場合は、委員長が当該提案者の代理人として指名した委員にそれぞれくじを引かせて、優先交渉権者を定めるものとする。

(4) 応募が１提案者の場合、審査を実施のうえ、各選定委員の合意でもって優先交渉権者とする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、選定委員の評価点の合計が基準点に満たない提案者は優先交渉権者として選定しない。

※基準点：選定委員人数×42 点（各選定委員の持ち点（満点 70 点）の 6 割）

４　選定結果は、豊見城市ホームページに、優先交渉権者及び次点交渉権者の名称等を掲載する。

別表１　採点基準表　（書類審査）

<table>
<tr><th colspan="3">評価項目</th><th>評価内容</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="3">会社の業務実績</td><td>過去に受託した同種・類似業務実績
・同種業務：業務実績は３件以内とする。
配点は、２(点／件)とする。
・類似業務：業務実績は１件以内とする。
配点は、１(点／件)とする。
・国・県・地方公共団体から受けた企業の優良業務表彰の実績（３件以内）。配点は、1（点／件）</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="4">配置予定技術者の業務実績</td><td>管理技術者</td><td>同種・類似業務</td><td>過去に受託した同種・類似業務の実績
・同種業務：業務実績は３件以内とする。
配点は、２(点／件)とする。
・類似業務：業務実績は２件以内とする。
配点は、２(点／件)とする。</td><td>10</td></tr>
<tr><td>照査技術者</td><td>同種・類似業務</td><td>過去に受託した同種・類似業務実績
・同種業務：業務実績は３件以内とする。
配点は、１(点／件)とする。
・類似業務：業務実績は２件以内とする。
配点は、１(点／件)とする。</td><td>5</td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当技術者</td><td>資格</td><td>・技術士（管理技術者と同等の資格）
・一級建築士（都市計画分野において５年以上実務経験があること。）
・RCCM（登録部門：都市計画及び地方計画）</td><td rowspan="2">5</td></tr>
<tr><td>業務実績</td><td>過去に担当した同種・類似業務実績
・配点は、1（点/件）２件以内。
※管理技術者及び照査技術者として従事した業務は除く。</td></tr>
<tr><td colspan="4">合計（30 点満点）</td><td></td></tr>
</table>

※具体的な業務事例を以下に示す。業務実績については、令和２年度以降公募の公告日までに完了した業務実績を評価するものとする。

・同種業務：都市マスタープラン策定（改定）業務

・類似業務：まちづくりに関する計画の策定（改定）業務
※担当技術者は、資格を有する者の配置に対し加点するものであり、資格の保有者の配置を求めるものではない。

別表２　採点基準表（技術提案）

	評価項目		評価内容	配点
企画提案書	a		「業務実施方針・計画提案概要」 ・業務内容全般に対する理解度等を評価する。 ・方針や提案概要等の的確性及び実効性、実現性を評価する。	5
	b		「業務スケジュール及び業務フロー」 ・業務実施手順を示す実施フローの妥当性を評価する。 ・業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性を評価する。	5
	c		「業務の実施体制」 ・各技術者の資格や業務実績などが記載され、従事する技術者の各役割が明確で、適切な人員の配置計画となっているか評価する。 ・業務を円滑、効果的に進める体制となっているかを評価する。	5
	特定テーマ	d	「新たな視点・重要と考える視点の提案」 ・昨年度に実施した豊見城市都市計画マスタープラン改定委託業務（基礎調査）業務報告書や全体構想（案）を踏まえ、本市のまちづくりにおける新たに加える視点・重点と考える視点の提案を評価する。	10
		e	「地域特性を生かした土地利用方針の提案」 ・本市の地域特性や現状の課題を踏まえた実効性のある土地利用方針の提案を評価する。 ・土地利用方針を実現するために必要な、規制・誘導施策の提案を評価する。	10
		f	「より多くの市民意見を取り入れる手法の提案」 ・市民に都市計画マスタープランへの関心を持ってもらい、地域懇談会等で多くの意見を集めるための開催・運営手法の提案を評価する。	10

		g	「その他の提案」 ・上記以外の提案を評価する。	10
小計				55
プレゼンテーション			・プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるかを評価する。 ・質疑に対して的確な応答であるかを評価する。	5
専門能力・提案意欲			・業務に対する高度な知見や専門性があるか評価する。 ・取組意欲等を評価する。	5
小計				10
見積（費用内訳書）			・費用内訳の適格性及び金額を評価する。※税込	5
小計				5
合計（70 点満点）				